

美浜町広域避難計画要綱

平成 2 7 年 3 月

平成 2 8 年 2 月改定

令和 2 年 4 月改定

美 浜 町

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	避難等の防護措置の実施	3
第 3	広域避難先	4
第 4	避難の実施単位	4
第 5	避難ルート	4
第 6	避難者の輸送手段	5
第 7	安定ヨウ素剤の配布・服用	10
第 8	スクリーニング・除染	10
第 9	避難者情報の事前把握	12
第 10	放射線防護対策施設	12
第 11	要配慮者の避難に関する施設等	13
第 12	要綱の見直し等	14

別表 1	広域避難先	15
別表 2	広域避難ルート	17
別図 1	広域避難ルート図	18
別表 3	一時集合施設	20
別表 4	避難車両中継所	20
別表 5	半島部の港湾・漁港一覧	21
別表 6	半島部の臨時ヘリポート候補地一覧	22
別表 7	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	23
別表 8	スクリーニング・除染場所候補地一覧	24
別図 2	スクリーニング・除染場所候補地位置図	25
別表 9	拠点避難所	26
別表 10	放射線防護対策施設一覧	26
別表 11	社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の福祉避難所	27
別表 12	在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所	28
様式 1	緊急時の避難者情報	29
参考資料 1	町内の学校、保育園、社会福祉施設の施設数	30
参考資料 2	学校、保育園における避難計画の主な記載内容	31
参考資料 3	避難計画作成例（学校、保育園）	32
参考資料 4	社会福祉施設における避難計画の主な記載内容	44
参考資料 5	避難計画作成例（社会福祉施設）	45
参考資料 6	原子力防災のしおり（保存版）	別冊

第 1 趣 旨

本要綱は、美浜町地域防災計画（原子力災害対策計画）第 2 章第 1 節第 5 の規定に基づき、原子力災害重点区域の住民が行う原子力施設から 30 km 圏外への避難（以下「広域避難」という。）が迅速かつ円滑に行われるように、広域避難先、避難ルート、避難者の輸送手段等を定めるものである。

本町における P A Z 及び U P Z の区分は、表 1 のとおりである。

表 1

原子力施設（※ 1）	P A Z (概ね 5 k m 圏内)	U P Z (概ね 5 ～ 3 0 k m 圏内)
関西電力(株)美浜発電所 3 号機	丹生・竹波・菅浜	3 地区を除く町内全域
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	丹生・竹波	2 地区を除く町内全域
日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機	—	町内全域
関西電力(株)大飯発電所	—	町内全域

※ 1 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

※関西電力(株)高浜発電所は、30 km 以遠のため対象外。

下記の原子力施設は、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、本町における関係地区は表2のとおりである。

表2

原子力施設	UPZ (概ね5～30km圏内)
関西電力株美浜発電所1号機、2号機	丹生・竹波・菅浜

PAZ (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置を準備する区域

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) : 緊急時防護措置を準備する区域

第2 避難等の防護措置の実施

1 住民への避難指示

国は、原子力災害の事態の進展に応じて、県及び町を通じて、避難等の指示を住民等に適切かつ明確に伝えるものとする。

原子力災害の事態の進展の区分については、表3のとおりである。

表3

	防護措置の基準	P A Z (概ね5 km圏内)	U P Z (概ね5～30 km圏内)
E A L に基づく 防護措置	警戒事態（第1段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・町内または、敦賀市、おおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき ・福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)に大津波警報が発表されたとき	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難準備	
	施設敷地緊急事態（第2段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が30分以上継続 ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 屋内退避準備
	全面緊急事態（第3段階） (主な事象) ・1時間あたり5 μ Sv以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達等	[一般住民] 避難実施	[一般住民、要配慮者] 屋内退避
O I L に基づく 防護措置	O I L 1 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり500 μ Sv以上)		[一般住民、要配慮者] 数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施
	O I L 2 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv以上)		[一般住民、要配慮者] 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

※E A L (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

O I L (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

2 住民の避難方法

避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難するものとする。

ただし、自然災害等により住民が直ちに避難できない場合は、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を実施する。

また、暴風雪や大雪など、特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

※段階的避難・・・P A Z圏（5 k m圏）の住民が避難完了（3 0 k m圏外へ移動）した後に、U P Z圏（3 0 k m圏）の住民が避難指示に基づき避難すること。

第3 広域避難先

広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。

広域避難先は、別表1のとおりである。

第4 避難の実施単位

町は、小学校区を基本として避難の実施単位（以下「避難単位」という。）を設定するものとする。ただし、地域の特性等によりやむを得ないと認められる場合は、県と協議して、小学校区以外の避難単位を設定することも可能とする。

第5 避難ルート

広域避難を実施する際のルートは、県が定めた高速道路及び国道等の幹線道路を基本に、別表2及び別図1のとおりとする。

第6 避難者の輸送手段

1 原子力発電所から概ね5km圏（以下「PAZ圏」という。）住民の避難

PAZ圏においては、緊急時活動レベル（EAL）に基づき、施設敷地緊急事態（第2段階）発生の段階に至った場合、施設敷地緊急事態要避難者の避難を速やかに開始する。また、全面緊急事態（第3段階）発生の段階に至った場合、基本的にすべての住民等を対象に速やかに避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

（1）自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車により避難先（別表1）へ避難する。なお、自家用車の駐車場は、拠点避難所（別表9）の活用方針に従い駐車するものとし、拠点避難所を活用する場合は、県または町が確保した避難用のバスにより避難先へ移動する。

（2）バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、一時集合施設（別表3）に集合し、県または町が確保した避難用のバス、福祉車両もしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

自衛隊車両等により避難車両中継所（別表4）まで避難した住民は、避難車両中継所から県または町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表1）へ避難する。

（3）船舶、航空機、鉄道等による避難

上記（1）及び（2）による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、半島部の港湾または漁港（別表5）もしくは臨時ヘリポート（別表6）から船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、県または町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表1）へ避難する。

これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

2 原子力発電所から概ね30km圏（以下「UPZ圏」という。）住民の避難

(1) O I L 1（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500 μ Sv/時間以上）の避難における輸送手段【即時避難】

O I L 1の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

① 自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車により避難先（別表1）へ避難する。なお、自家用車の駐車場は、拠点避難所（別表9）の活用方針に従い駐車するものとし、拠点避難所を活用する場合は、県または町が確保した避難用のバスにより避難先へ移動する。

② バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、一時集合施設（別表3）に集合し、県または町が確保した避難用のバス、福祉車両もしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

③ 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①及び②による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、港湾または漁船もしくはヘリポートから船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、県または町が確保した避難用のバスにより避難先（別表1）へ避難する。

これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

(2) O I L 2（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が20 μ Sv/時間以上）の避難における輸送手段【1週間程度内に避難】

O I L 2の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が

1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

① バス、自家用車等の車両による避難

当該区域の輸送手段については、集団で避難することを基本に、県または町が確保した避難用のバス、福祉車両もしくは自家用車、県が要請し応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

② 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①の輸送手段の他、船舶、航空機、鉄道（新幹線・在来線）等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

3 避難手段の早期確保

県は、P A Z 圏及びU P Z 圏いずれの場合でも、適切かつ円滑に住民の避難を実施できるよう、次の方法により、早い段階であらゆる輸送手段を確保するよう努める。

(1) 県外バスの確保

警戒事態（第1段階）発生の段階で、県は、国、近隣府県及び関係機関と協議し、県外のバス会社が所有するバスの出動可能な台数等をあらかじめ確認する。

(2) 緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、次の緊急事態の区分に応じ、緊急輸送の支援を要請する。なお、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、自衛隊及び海上保安庁が発災時に置かれている状況や業務の順位による。

① 警戒事態（第1段階）発生の段階

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次の要請を行う。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認及び県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。

② 施設敷地緊急事態（第2段階）発生段階

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請する。

③ 全面緊急事態（第3段階）発生段階

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。

また、OILに基づく避難を実施する段階で、県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるUPZ圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。

4 車両避難を円滑に行うための対応

(1) 段階的避難の有効性、指示を持たない避難の抑制についての理解促進

県及び町は、段階的避難の有効性及び指示を持たない避難の抑制について、避難訓練・研修・住民向けパンフレットの配布など様々な機会を通じて住民に説明し、理解促進を図る。

※ 指示を持たない避難・・・UPZ圏（5～30km圏）の住民が、避難指示を待たずに避難を行うこと

(2) 乗り合わせ等による自家用車の抑制

県及び町は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。

(3) 平時からの準備についての住民への周知

県及び町は、自家用車避難における平時からの準備（非常時持出品（財布、通帳等）、平時からの燃料補給、避難経路の確認等）を住民に周知する。

(4) 県内バス会社と連絡体制の整備

県は、迅速に県内のバスが派遣されるよう、運用管理者の緊急連絡先を事前に把握する等、県内バス会社等と緊密に連絡できる体制を整備する。

(5) 交通規則、交通誘導の実施

県は、著しい交通渋滞の発生が予測される場所について、警察や道路管理者との間で情報供給を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、代替ルートの設定及び円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。

第7 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、町、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤（乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤を含む。以下、同じ。）の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

2 安定ヨウ素剤の保管場所

県及び町の安定ヨウ素剤の保管場所は、別表7のとおりとする。

県及び町は、管理者を選任し、安定ヨウ素剤を適正に保管管理するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、夜間・休日を含む連絡体制を整備する。

3 緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は、別表7のとおりとする。

第8 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染

1 対象

避難指示を受けた住民及びその携行物品（車両、ラジオ・携帯電話・防寒具などの防災用品）を対象とする。

ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない。

2 場所

県が設置するスクリーニング・簡易除染を行う場所の候補地は、別表8及び別図2のとおりとする。

県は、事態の進展状況や避難先・避難ルート、車両の誘導方法や渋滞対策等を勘案し、国や町、施設管理者等と協議の上、候補地の中から実施場所を決定する。

3 実施方法

(1) 住民及びその携行物品のスクリーニング検査

住民及びその携行物品のスクリーニング検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。

その結果、国の原子力災害対策指針で定められているO I L 4の設定値（ β 線：40,000cpm）を超える数値が検出された場合は、速やかに簡易除染を行う。

(2) 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査

自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。

(3) 車両に汚染が認められた場合の対応

当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して避難退域時検査を行い、当該代表者にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

(4) 住民に汚染が認められた場合の対応

住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ除染を実施する。

(5) 通過証の発行

スクリーニングの結果、O I L 4の設定値以下の場合は、住民に対し通過証を発行する。交付された住民は、通過証を常時携帯し、広域避難先において受付の際、提示するものとする。

(6) 簡易除染により発生した汚染水等の処理

避難時の簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。

4 実施体制

県および原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、スクリーニング・簡易除染場所において住民等の検査および検査結果に応じて簡易除染を実施する。

原子力事業者は、備蓄資機材を活用し、要員をスクリーニング・簡易除染を実施する。

指定公共機関（放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構）は、県もしくは国からの要請に基づき、要員および資機材による支援を行う。

第 9 避難者情報の事前把握

町は、緊急時に必要な避難者情報（小学校区ごとの人口、世帯数、在宅の要配慮者数、学校の児童・生徒及び教員数、福祉施設の入所者数）について、様式1により、あらかじめ把握し、県に報告するものとする。

第 10 放射線防護対策施設

原子力発電所近隣の要配慮者等が避難の際に利用する一時集合施設及び傷病者の受入を行う病院・診療所等のうち、放射線防護対策を実施する施設は、別表10のとおりとする。

第 1 1 要配慮者の避難に関する施設等

1 学校、保育園の避難

学校、保育園の管理者は、県・町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、園児、児童、生徒及び学生を迅速かつ安全に避難させるものとする。

また、避難計画については、県及び町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県及び町に報告するものとする。

※参考資料 1 町内の学校、保育園、社会福祉施設の施設数

参考資料 2 学校、保育園における避難計画の主な記載内容

参考資料 3 避難計画作成例（学校、保育園）

2 社会福祉施設の入所者等の避難

社会福祉施設の入所者等の避難先となる町内の福祉避難所は、別表 1 1 のとおりとする。

社会福祉施設の管理者は、県・町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、施設入所者等を迅速かつ安全に避難させるものとする。

また、避難計画については、県及び町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県および町に報告するものとする。

※参考資料 4 社会福祉施設における避難計画の主な記載内容

参考資料 5 避難計画作成例（社会福祉施設）

3 P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先

P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、別表 1 2 のとおりとする。

避難を行うことにより健康リスクが高まる要配慮者は、支援者の車両または福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動するものとする。

U P Z 圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、県が関係機関と調整し避難先を確保する。

第 12 要綱の見直し等

広域避難対策については、国の地域原子力防災協議会および原子力防災会議において確認・了承された「緊急時対応」に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて避難対策の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図ることとしている。

また、原子力立地地域における自衛隊の展開基盤の確保、参集体制等についても、引き続き、県と自衛隊等が連携して協議を行うこととしている。

本要綱については、こうした国、自衛隊・海上保安庁などの関係機関、関係自治体等との協議の状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

別表1 広域避難先

※人口、世帯数は令和2年4月1日現在

小学校区	地区名	人口	世帯数	おおい町		大野市	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
美浜東小	丹生	272	139	おおい町立大飯中学校	野尻57-1	富田公民館	上野42-6-1
	竹波	100	44	おおい町立大飯中学校	野尻57-1	大野市富田小学校	上野42-3
	菅浜	415	147	おおい町立大飯中学校	野尻57-1	大野市尚徳中学校	土打45-9
	坂尻	165	64	おおい町立佐分利小学校	鹿野21-22-1	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
	山上(※)	393	119	おおい町立佐分利小学校	鹿野21-22-1	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
	太田	213	79	おおい町立佐分利小学校	鹿野21-22-1	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
	佐田	782	294	いきいき長寿村	本郷82-14	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
	北田	117	43	いきいき長寿村	本郷82-14	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
	けやき台	314	131	おおい町立本郷小学校	本郷80-7	大野市エキサイト広場総合体育施設	桜塚町601
美浜中央小	五十谷	23	6	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	上庄公民館	稲郷43-2
	寄戸	20	7	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	上庄公民館	稲郷43-2
	宮代	86	25	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	安江	14	5	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	上庄公民館	稲郷43-2
	河原市	377	150	おおい町立名田庄中学校	名田庄小倉2-9	大野市上庄小学校	稲郷27-11
	南市	575	240	おおい町立名田庄中学校	名田庄小倉2-9	大野市開成中学校	新庄16-7
	和田	102	36	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	大野市上庄小学校	稲郷27-11
	木野	107	36	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	B&G海洋センター	稲郷43-17-1
	佐柿	215	83	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	B&G海洋センター	稲郷43-17-1
	麻生	127	53	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	B&G海洋センター	稲郷43-17-1
	中寺	80	25	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	雲谷	17	7	名田庄体育館	名田庄小倉24	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	野口	114	35	名田庄体育館	名田庄小倉24	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	佐野	105	33	名田庄体育館	名田庄小倉24	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	上野	86	25	名田庄体育館	名田庄小倉24	大野市上庄中学校	稲郷74-25
	興道寺	329	113	名田庄体育館	名田庄小倉24	大野市小山小学校	下舌9-1-1
	小倉	262	125	おおい町立名田庄小学校	名田庄小倉6-1	学びの里めいりん	城町9-1
栄	270	116	おおい町立名田庄小学校	名田庄小倉6-1	青少年教育センター	中野57-6-1	

(※) 山上地区の内、美浜東「美し野」ニュータウンに居住する住民は、佐田地区に属するものとする。

小学校区	地区名	人口	世帯数	おおい町		大野市	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
美浜中央小	新庄	474	185	里山文化交流センター	名田庄久坂3-21-1	下庄公民館	中野町3-1-16
美浜西小	早瀬	399	188	おおい町総合町民体育館	成和2-1	大野市有終東小学校	美里町901
	笹田	38	19	おおい町総合町民体育館	成和2-1	大野市有終東小学校	美里町901
	日向	534	233	おおい町総合町民体育館	成和2-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	気山	121	42	おおい町総合町民体育館	成和2-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	大藪	149	68	おおい町総合町民体育館	成和2-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	金山	337	145	おおい町総合町民体育館	成和2-1	大野市有終南小学校	春日2-8-30
	久保	54	22	おおい町総合町民福祉センター	本郷136-1-1	大野市有終南小学校	春日2-8-30
	郷市	434	174	おおい町総合町民福祉センター	本郷136-1-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	松原	280	99	おおい町総合町民福祉センター	本郷136-1-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	久々子	738	273	おおい町総合町民福祉センター	本郷136-1-1	福井県立大野高等学校	新庄10-28
	矢筈	86	44	おおい町総合町民福祉センター	本郷136-1-1	大野市有終南小学校	春日2-8-30
		9,324	3,672				

別表2 広域避難ルート

小学校区	対象地区	おい町	大野市
		避難ルート（基本）	避難ルート（基本）
美浜東小	丹生・竹波・菅浜	● 県道141号⇒県道33号⇒国道27号⇒県道118号⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭自動車道（若狭美浜IC⇒大飯高浜IC）⇒県道1号	● 県道141号⇒県道33号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道（敦賀IC⇒福井IC）⇒国道158号 ● 県道33号⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道（敦賀IC⇒福井IC）⇒国道158号
	北田・佐田・けやき台	● 県道33号・225号⇒県道118号⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭自動車道（若狭美浜IC⇒大飯高浜IC）⇒県道1号	● 県道33号⇒国道27号⇒国道8号⇒北陸自動車道（敦賀IC⇒福井IC） ⇒国道158号
	太田・山上(※)・坂尻 <small>(※)山上地区の内、美浜東「美し野」ニュータウンに居住する住民は、佐田地区に属するものとする。</small>	● 県道225号⇒町道坂尻・太田線 ⇒舞鶴若狭自動車道（若狭美浜IC⇒大飯高浜IC）⇒県道1号	● 県道225号⇒町道坂尻・太田線⇒ ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道（若狭美浜IC⇒福井IC）⇒国道158号
美浜中央小	栄・南市・河原市・和田・小倉・木野・佐柿・麻生・中寺・宮代・安江・五十谷・寄戸	● 県道213号⇒国道27号⇒若狭西街道⇒国道162号	● 県道213号⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道（敦賀IC⇒福井IC）⇒国道158号
	興道寺・佐野・上野・野口・雲谷・新庄	● 町道金安線・郷市線⇒国道27号⇒若狭西街道⇒国道162号	● 町道金安線・郷市線⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道（敦賀IC⇒福井北IC） ⇒中部縦貫自動車道（福井北IC⇒大野IC）
美浜西小	気山・大藪・久々子・郷市・松原・久保・矢筈・金山	● (国道27号⇒) 梅街道⇒県道22号⇒県道24号⇒県道267号 ⇒国道27号	● 国道27号⇒梅街道⇒町道坂尻・太田線⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道（若狭美浜IC⇒福井北IC） ⇒中部縦貫自動車道（福井北IC⇒大野IC）
	日向・笹田・早瀬	● レインボーライン料金所前⇒梅街道⇒県道22号⇒県道24号 ⇒県道267号⇒国道27号	● レインボーライン料金所前⇒梅街道⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道（若狭三方IC⇒福井北IC） ⇒中部縦貫自動車道（福井北IC⇒大野IC）

※この基本ルートは、OIL1の基準（500μSv/h）により全町域が即時避難する場合を想定したもので、各区域（各学校区）が避難先までの間に交差することなく出来る限りスムーズに避難できるよう勘案し設定。但し、自然災害等により道路が通行不能となった場合や、OIL2の基準（20μSv/h）により避難する場合は、最も効率的な避難ルートを設定するものとする。

※渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点等では、警察官による交通規制・迂回誘導が行われる。

別図1 広域避難ルート図(おおい町)

小学校区	集 落 名	避難ルート
美浜東小	丹生・竹波・菅浜	県道141号⇒県道33号⇒国道27号⇒県道118号⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭自動車道(若狭美浜IC⇒大飯高浜IC)⇒県道1号
	北田・佐田・けやき台	県道33号・225号⇒県道118号⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭自動車道(若狭美浜IC⇒大飯高浜IC)⇒県道1号
	太田・山上・坂尻	県道225号⇒町道坂尻・太田線 ⇒舞鶴若狭自動車道(若狭美浜IC⇒大飯高浜IC)⇒県道1号
美浜中央小	栄・南市・河原市・和田・小倉・木野・佐柿・ 麻生・中寺・宮代・安江・五十谷・寄戸	県道213号⇒国道27号⇒若狭西街道⇒国道162号
	興道寺・佐野・上野・野口・雲谷・新庄	町道金安線・郷市線⇒国道27号⇒若狭西街道⇒国道162号
美浜西小	気山・大藪・久々子・郷市・松原・ 久保・矢筈・金山	国道27号⇒梅街道⇒県道22号⇒県道24号⇒県道267号⇒国道27号
	日向・笹田・早瀬	レインボーライン料金所前⇒梅街道⇒県道22号⇒県道24号⇒県道267号 ⇒国道27号



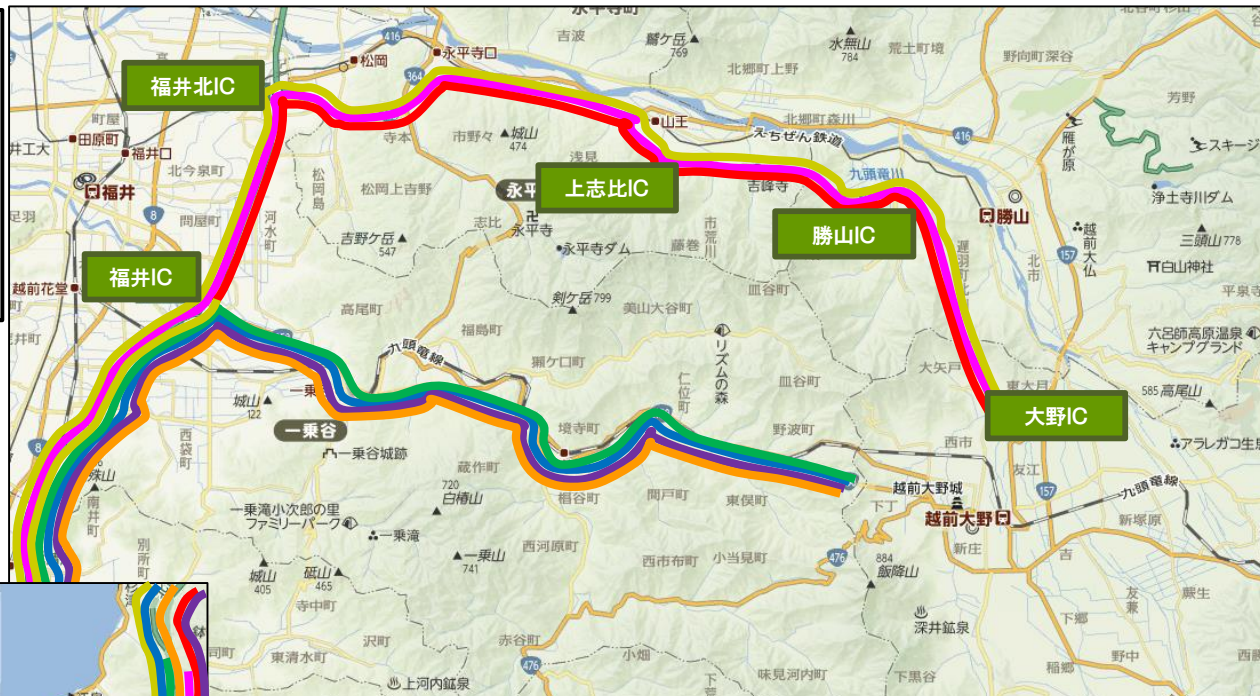
※この基本ルートは、OIL1の基準(500 μ Sv/h)により全町域が即時避難する場合を想定したもので、各区域(各学校区)が避難先までの間に交差することなく出来る限りスムーズに避難できるよう勘案し設定。
 但し、自然災害等により道路が通行不能となった場合や、OIL2の基準(20 μ Sv/h)により避難する場合は、最も効率的な避難ルートを設定するものとする。
 ※渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点等では、警察官による交通規制・迂回誘導が行われる。

別図1 広域避難ルート図(大野市)

※この基本ルートは、OIL1の基準(500 μ Sv/h)により全町域が即時避難する場合を想定したもので、各区域(各学校区)が避難先までの間に交差することなく出来る限りスムーズに避難できるよう勘案し設定。

但し、自然災害等により道路が通行不能となった場合や、OIL2の基準(20 μ Sv/h)により避難する場合は、最も効率的な避難ルートを設定するものとする。

※渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点等では、警察官による交通規制・迂回誘導が行われる。



小学校区	集落名	避難ルート
美浜東小	丹生・竹波・菅浜	■ 県道141号⇒県道33号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(敦賀IC⇒福井IC)⇒国道158号 ■ 県道33号⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(敦賀IC⇒福井IC)⇒国道158号
	北田・けやき台・佐田	県道33号⇒国道27号⇒国道8号 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道(若狭美浜IC⇒福井IC)⇒国道158号
	太田・山上・坂尻	県道225号⇒町道坂尻・太田線 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道(若狭美浜IC⇒福井IC)⇒国道158号
美浜中央小	栄・南市・河原市・和田・小倉・木野・佐柿・麻生・中寺・宮代・安江・五十谷・寄戸	県道213号⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(敦賀IC⇒福井IC)⇒国道158号
	興道寺・佐野・上野・野口・雲谷・新庄	町道金安線・郷市線⇒国道27号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(敦賀IC⇒福井北IC) ⇒中部縦貫自動車道(福井北IC⇒大野IC)
美浜西小	気山・大藪・久々子・郷市・松原・久保・矢筈・金山	国道27号⇒梅街道⇒町道坂尻・太田線⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道(若狭美浜IC⇒福井北IC) ⇒中部縦貫自動車道(福井北IC⇒大野IC)
	日向・笹田・早瀬	レインボーライン料金所前⇒梅街道⇒国道27号 ⇒舞鶴若狭・北陸自動車道(若狭三方IC⇒福井北IC) ⇒中部縦貫自動車道(福井北IC⇒大野IC)

別表 3

一時集合施設

小学校区	対象地区	施設名
美浜東小	丹生	美浜町丹生介護予防センター (丹生公民館)
	竹波	美浜町竹波原子力防災センター
	菅浜	・美浜町山東地区公民館 菅浜分館 ・菅浜農業構造改善センター
	北田・佐田・けやき台	美浜東小学校
	太田・山上(※)・坂尻	美浜町農村婦人の家
美浜中央小	栄・南市・河原市・和田	美浜中央小学校
	小倉・木野・佐柿・ 麻生・中寺・宮代・ 安江・五十谷・寄戸	美浜中学校
	興道寺・佐野・上野・ 野口・雲谷	美浜町保健福祉センター はあとぴあ
	新庄	美浜町耳地区公民館 新庄分館
美浜西小	気山・大藪・久々子	美浜町総合体育館
	郷市・松原・久保・矢筈・金山	美浜西小学校
	日向・笹田・早瀬	美浜町北西郷公民館

(※) 山上地区の内、美浜東「美し野」ニュータウンに居住する住民は、佐田地区に属するものとする。

別表 4

避難車両中継所

市町名	施設名
美浜町	美浜町総合体育館
敦賀市	敦賀市総合運動公園

別表5

半島部の港湾・漁港一覧

半島部名	名称	所在地	接岸可能 総トン数	備考
敦賀	丹生漁港物揚場	美浜町丹生	10	水深－2.0m
半島部	菅浜漁港岸壁	美浜町菅浜	50	水深－3.0m

(参考)

半島部名	名称	所在地	接岸可能 総トン数	備考
敦賀 半島部	立石漁港物揚場	敦賀市立石	40	水深－2.8m
	敦賀発電所明神栈橋	敦賀市明神	3,000	専用埠頭 水深－6.0m
	浦底漁港(浦底)栈橋	敦賀市浦底	30	水深－2.6m
	浦底漁港(色浜)栈橋	敦賀市色浜	30	水深－2.6m
	浦底漁港(手)栈橋	敦賀市手	30	水深－3.5m
	白木漁港岸壁	敦賀市白木	50	水深－3.0m
大島 半島部	大島漁港岸壁(宮留)	おおい町大島	20	水深－3.0m
	大島漁港栈橋(畑村)	おおい町大島	10	水深－1.5m
	大島漁港岸壁(日角 浜)	おおい町大島	50	水深－3.0m
	大島漁港物揚場(南 浦)	おおい町大島	50	水深－6.0m
内外海 半島部	内外海漁港物揚場	小浜市泊	30	水深－2.5m
	内外海漁港栈橋	小浜市泊	10	水深－2.5m
	内外海漁港栈橋	小浜市堅海	10	水深－2.5m
	小浜漁港(仏谷)	小浜市仏谷	5	水深－2.0m
内浦半島 周辺部	内浦港1号岸壁	高浜町音海	10,000	水深－9.0m
	内浦港2号岸壁	高浜町音海	5,000	水深－7.5m
	上瀬漁港物揚場	高浜町上瀬	10	水深－2.0m
	日引漁港物揚場	高浜町日引	10	水深－2.0m
	小黒飯漁港物揚場	高浜町小黒飯	3	水深－1.5m
	神野浦物揚場	高浜町神野浦	20	水深－2.0m
	三松物揚場	高浜町西三松	10	水深－2.0m
	高浜漁港物揚場	高浜町事代	80	水深－2.5m

別表 6

半島部の臨時ヘリポート候補地一覧

半島部名	名 称	所在地
敦賀半島部	白木漁港 (※)	敦賀市白木 1
	関西電力(株)県道沿用地駐車場 (※)	美浜町丹生田ノ口地係
	美浜町山東公民館菅浜分館 (グラウンド)	美浜町菅浜 70-8-2

(※) 夜間離発着可能な施設

(参考)

半島部名	名 称	所在地
敦賀半島部	日本原子力発電(株) 敦賀原子力館グラウンド (※)	敦賀市明神
	西浦小中学校グラウンド	敦賀市色浜 33-1
大島半島部	大島漁港 (※) (はまかぜ交流センター西側)	おおい町 大島河村地係
内外海半島部	泊区内場外離着陸場 (※)	小浜市泊地係
内浦半島周辺部	旧音海小中学校グラウンド (※)	高浜町音海 30-13
	関西電力(株)音海作業所駐車場	高浜町音海
	旧神野小学校グラウンド	高浜町神野 4-1-1
	内浦小中学校グラウンド (※)	高浜町山中 107-30
	旧日引小学校グラウンド	高浜町日引 21-6
	日引漁港 (※)	高浜町日引

別表 7

県及び町の安定ヨウ素剤の保管場所

	保 管 場 所	
	名 称	所 在 地
美浜町	美浜町役場	美浜町郷市 25-25
福井県	福井健康福祉センター	福井市西木田 2-8-8
	坂井健康福祉センター	あわら市春宮 2-21-17
	奥越健康福祉センター	大野市天神町 1-1
	丹南健康福祉センター	鯖江市水落町 1-2-25
	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京 2-13-39
	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10

緊急配布場所

配 布 場 所	
美浜町北西郷公民館	美浜中学校
美浜西小学校	美浜町耳公民館新庄分館
美浜町総合体育館	美浜東小学校
美浜町保健福祉センターはあとびあ	美浜町農村婦人の家
美浜中央小学校	

別表 8

スクリーニング・簡易除染場所候補地一覧

名 称	所 在 地
国道 27 号六路谷検問所	高浜町六路谷
県道舞鶴野原港高浜線鎌倉交差点	高浜町鎌倉
きのこの森駐車場	おおい町鹿野
うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
道の駅名田庄駐車場	おおい町名田庄納田終
県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
小浜市総合運動場駐車場	小浜市口田縄
若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
道の駅若狭熊川宿駐車場	若狭町熊川
美浜町役場駐車場	美浜町郷市
敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市杳見
国道 8 号疋田検問所	敦賀市疋田
国土交通省新道基地駐車場	敦賀市新道
国土交通省山中基地駐車場	敦賀市山中
県産業振興施設（サンドーム）駐車場	越前市瓜生町
県立音楽堂（ハーモニーホール）駐車場	福井市今市町
県産業会館駐車場	福井市下六条町
福井市きらら館駐車場	福井市風巻町
越前水仙の里駐車場	福井市蒲生町
美山アンデパンダン広場駐車場	福井市縫原町
舞鶴若狭自動車道 加斗 P A（上り）	小浜市飯盛
〃 小浜市西 I C	小浜市岡津
〃 三方五湖 P A	若狭町生倉
北陸自動車道 刀根 P A（上り）	敦賀市刀根
〃 南条 S A（下り）	南越前町上野
〃 北鯖江 P A（下り）	鯖江市下河端町
〃 賤ヶ岳 S A（上り）	滋賀県長浜市余呉町坂口
〃 木之本 I C	滋賀県長浜市木之本町木之本
舞鶴若狭自動車道綾部 P A（上り）あやべ球場	京都府綾部市上杉町
美山長谷運動広場	京都府南丹市美山町長谷

別図2 スクリーニング・簡易除染場所候補地位置図



別表 9

拠点避難所

1 活用方針

避難に使用する自家用車等の車両は、以下により駐車するものとする。

【おおい町】集落毎の拠点避難所は次のとおりとする。なお、下表に記載のない集落は、避難先施設の駐車場を使用するものとする。

集 落 名	施設名	所在地
久保・郷市・松原・久々子・矢筈	長井浜海水浴場 駐車場	おおい町 長井
野口・佐野・上野・興道寺・雲谷・和田・木野・ 佐柿・麻生・中寺・五十谷・寄戸・宮代・安江・新庄	名田庄総合運動場 グラウンド	おおい町 三重 48-29

【大野市】集落毎の拠点避難所は次のとおりとする。

集 落 名	施設名	所在地
丹生・竹波・菅浜・早瀬・笹田・栄・新庄・小倉・ 南市・日向・気山・大藪・郷市・松原・久々子	富田大橋河川敷	大野市 中保
坂尻・山上・太田・佐田・北田・けやき台・金山・ 久保・矢筈	君が代橋河川敷	大野市 菖蒲池
興道寺・安江・五十谷・寄戸・中寺・宮代・野口・ 佐野・上野・雲谷・木野・佐柿・麻生・河原市・和田	奥越ふれあい公園	大野市 天神町 1-1

別表 10

放射線防護対策施設一覧

【一時集合施設】

施 設 名	所 在 地
美浜町丹生介護予防センター（丹生公民館）	美浜町丹生 64-3-2
美浜町竹波原子力防災センター	美浜町竹波 19-40
美浜町山東公民館 菅浜分館	美浜町菅浜 70-8-2
美浜東小学校	美浜町佐田 69-4
美浜町農村婦人の家	美浜町山上 53-34

【診療所】

施 設 名	所 在 地
美浜町東部診療所	美浜町山上 1-8-1

別表 1 1 社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の福祉避難所

避難対象施設					避難先				
施設の種類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市町	施設の種類	設置主体	施設名	所在地
介護老人福祉施設	(福)美方福祉会	湖岳の郷	美浜町金山2-3-27	80	大野市	短期入所生活介護	(福)恩賜財団済生会	聖和園短期入所生活介護事業所	大野市蔵生158-35
					大野市	介護老人福祉施設	(福)大野和光園	大野和光園	大野市篠座79-11
					大野市	地域密着型特養	(福)大野和光園	大野和光園和らぎの里	大野市春日3-1718
					大野市	短期入所生活介護	(福)大野和光園	大野和光園和らぎの里 ショートステイ事業所	大野市春日3-1718
					おおい町	地域密着型特養	(福)友愛会	楊梅苑(ユニット型)	おおい町野尻28-37
					高浜町	介護老人福祉施設	(社)全国社会保険協会連合会	サンビュー高浜	高浜町宮崎87-14-2
					高浜町	介護老人福祉施設	(福)嶺南福祉会	けいあいの里	高浜町和田168-22
					高浜町	短期入所生活介護	(福)嶺南福祉会	けいあいの里	高浜町和田168-22
地域密着型特養	(福)福井ゆうあい会	やはず苑	美浜町金山19-4-11	29	大野市	介護老人福祉施設	(福)恩賜財団済生会	福井県済生会聖和園	大野市蔵生158-35
					おおい町	介護老人福祉施設	(福)友愛会	楊梅苑(従来型)	おおい町野尻28-37
					おおい町	短期入所生活介護	(福)友愛会	楊梅苑ショートステイサ ビスセンター	おおい町野尻28-37
グループホーム	(福)美方福祉会	グループホーム湖岳の郷	美浜町早瀬7-31-5	18	大野市	グループホーム	(医)厚生会	グループホームさくら日和	大野市中津川32-33
					大野市	短期入所生活介護	(福)大野和光園	大野和光園ショートステイ事業所	大野市篠座79-11
					おおい町	グループホーム	(社)地域医療振興協会おおい町保 健・医療・福祉総合施設	おおい町保健・医療・福祉総合施 設認知症高齢者グループホーム	おおい町本郷92-51-1
					おおい町	介護老人福祉施設	おおい町	なごみ	おおい町本郷92-51-1

別表 1 2

在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所

対象発電所	避難対象地域		避難先	
	対象市町	小学校区	市 町	福祉避難所
もんじゅ	敦賀市	西 浦	おおい町	おおい町いきいき長寿村
	美浜町	東 (丹生・竹波)		
美浜発電所	敦賀市	西 浦	おおい町	おおい町いきいき長寿村
	美浜町	東 (丹生・竹波・ 菅浜)		
高浜発電所	高浜町	青 郷	美浜町	美浜町保健福祉センター はあとぴあ
	高浜町	内 浦		
	高浜町	高 浜		

様式1 緊急時の避難者情報

美浜町

(令和 年 月 日現在)

小学校区	住 民			学 校(保育園、幼稚園、小中学校、高等学校)				福祉施設		医療機関	
	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	内在宅の 要配慮者 (人)	学校名	児童 生徒数 (人)	教職 員数 (人)	合計 (人)	施設名	入所者数 (人)	施設名	入院患者数 (人)
美浜西小学校				美浜西小学校				グループホーム湖岳の郷			
				みずうみ保育園				湖岳の郷			
								やはず苑			
美浜中央小学校				美浜中央小学校							
				せせらぎ保育園							
				美浜中学校							
美浜東小学校				美浜東小学校							
				あおなみ保育園							
合 計	0	0	0		0	0	0		0		0

参 考 资 料

参考資料 1

町内の学校、保育園、社会福祉施設の施設数

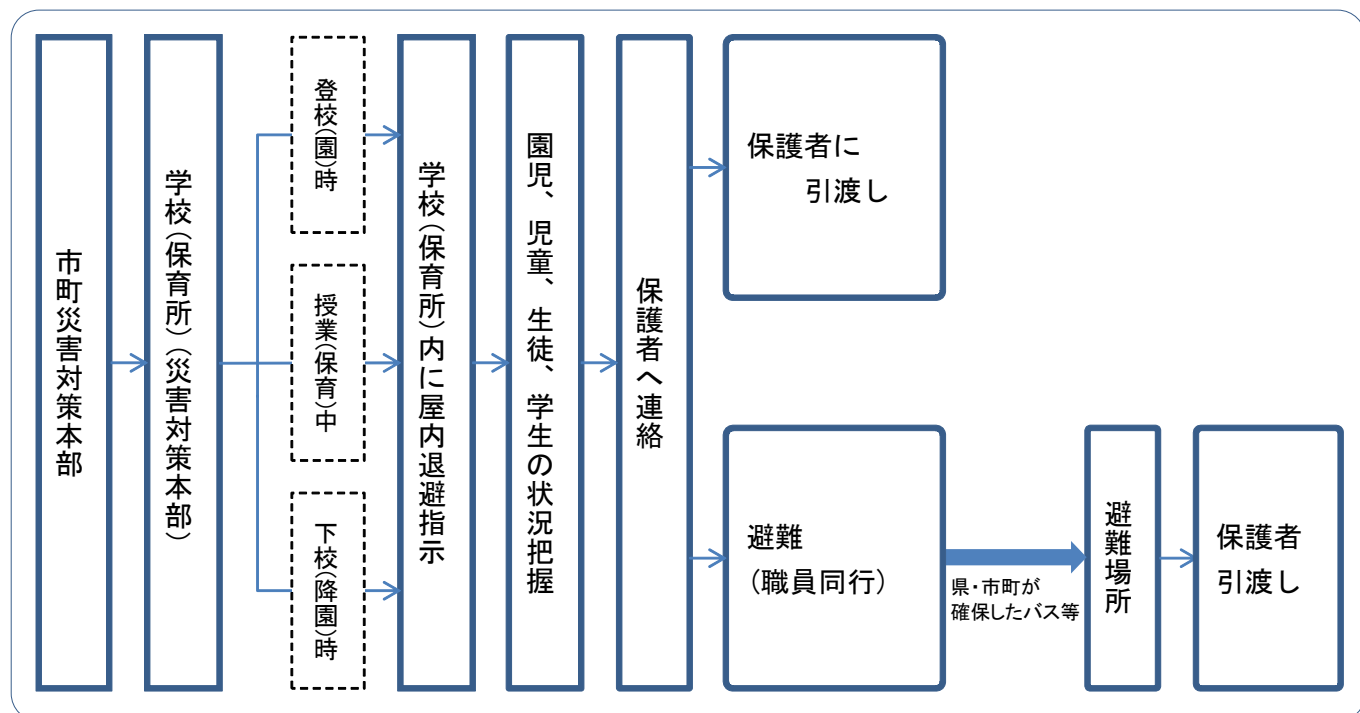
施設の種別	施設数
学 校	4 施設
保育園（休園を除く）	3 施設
社会福祉施設	3 施設
合 計	1 0 施設

参考資料2

学校、保育園における避難計画の主な記載内容

項目	主な記載内容
緊急連絡体制	・ 防災関係機関の連絡先一覧表の作成
対策本部の体制、役割	・ 学校(保育園)災害対策本部の設置 (総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班) ・ 班毎の役割
保護者への引渡し	・ 園児、児童、生徒の保護者への引渡し方法 ・ 各園児、児童、生徒の緊急時引き渡しカードの作成
避難(屋内退避)時の対応	・ 登校(園)時、授業(保育)中、下校(降園)時等における避難(屋内退避)の行動
避難場所等	・ 県、町が定める避難場所、避難経路、避難方法の把握

[避難の流れ]



〇〇〇〇学校原子力災害時避難計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、美浜町地域防災計画（原子力災害対策計画）第2章第1節第6に基づき、〇〇〇〇（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童生徒および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童生徒および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童生徒の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童生徒の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童生徒の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県および町が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童生徒および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童生徒が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身

- につけさせるものとする。なお、県や市町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品
ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、生徒名簿、緊急時引き渡しカード等
- ・救護に必要な物品
救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、町等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、町災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、市（町）災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、町災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2、別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、町災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童生徒の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、町災害対策本部に対し、児童生徒および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 校長は、町災害対策本部の指示に基づき、警戒事態において児童生徒の保護者等への引き渡しを行うものとする。児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、町災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童生徒および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童生徒の健康状態の把握・健康管理

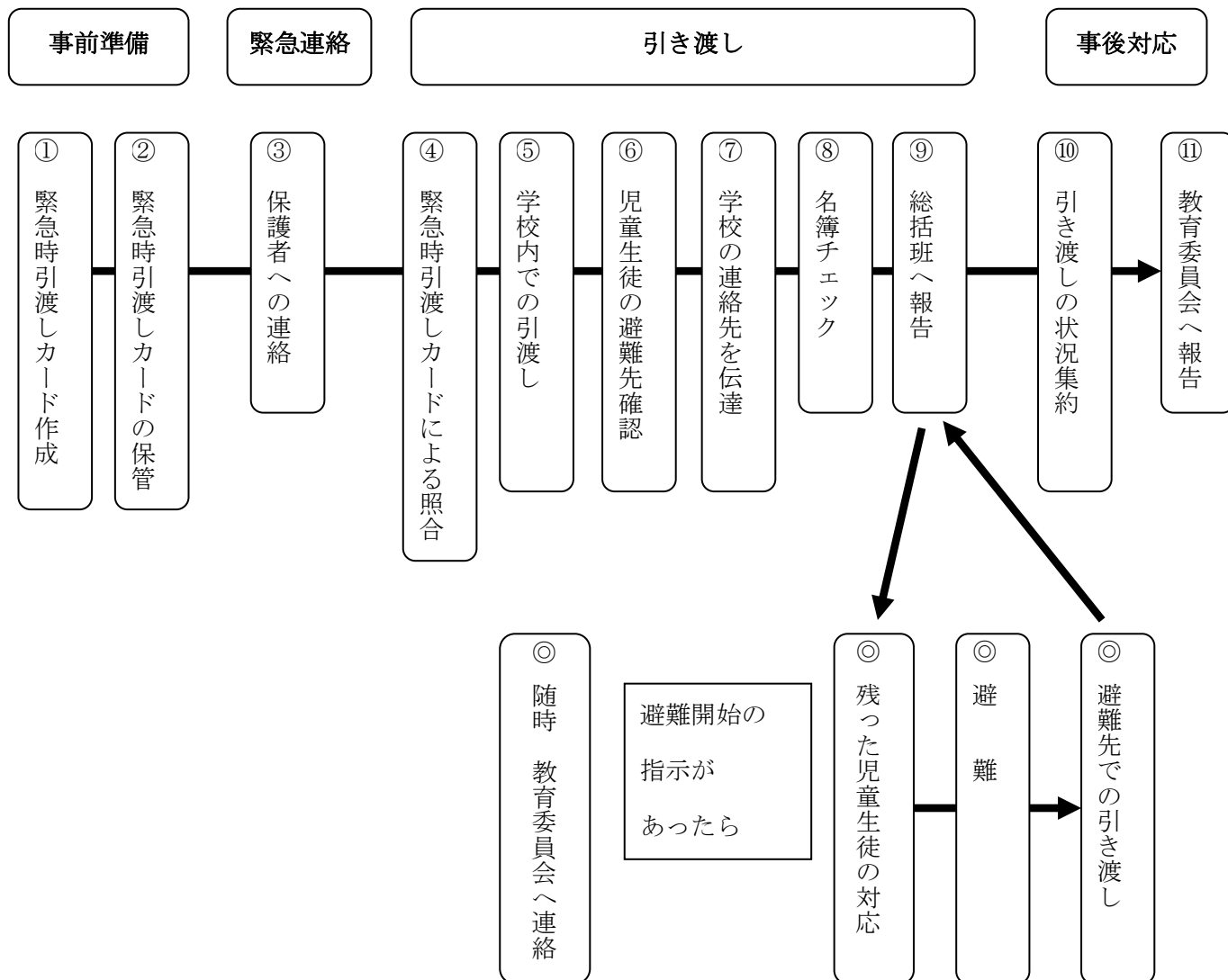
校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童生徒の健康状態を把握し、異常があった場合には、町災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童生徒の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童生徒の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童生徒の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

別図1 (第2章第3関係)

保護者への引き渡し方法



別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校災害対策本部を設置し、市町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 市町立学校においては市町教育委員会へ、県立学校においては県教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	教頭・事務長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡先一覧表を作成する。 全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	教務部・副担任	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との連絡体制を確認しておく。 緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 児童生徒の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	学年主任・担任・副担任	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童生徒に周知徹底を図る。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が手配する車両に児童生徒が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童生徒に周知徹底を図る。 	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童生徒等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 避難時には、なるべくマスク、帽子、上着を着用させる。 原則として教職員が児童生徒と行動をともにし、児童生徒がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	保健主事・養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 救急用品の確保および救護体制を整備する。 避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。 	<p>【①屋内退避の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 <p>【②避難の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童生徒等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表2（第3章第3関係）

状況に応じた原子力災害への対応（屋内退避の場合）

	児童生徒の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校してきた児童生徒を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童生徒の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。 	<p>《授業中や休み時間・放課後や部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内放送により、自分の教室以外にいる児童生徒を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童生徒の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に残っていたり、戻ってきた児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 学校外活動中に災害が発生したら	<p>《屋内避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。 	<p>《屋内退避対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童生徒を近くの建物に速やか退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童生徒の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
(5) 休業日に災害が発生したら	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避を、先生の指示に従った行動をとる。 	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、市町と協力し、児童生徒の安全に努める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 屋内退避をしたら、児童生徒の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。

別表3（第3章第4関係）

状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童生徒の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登校してきた児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童生徒の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<p>《授業中・休み時間・放課後・部活動中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童生徒の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 市町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、市町災害対策本部から、児童生徒の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞きその指示に従う。 ○ 家が近くの場合には家へ帰り、その後、市町からの指示に従う。 ○ 学校に近い場合には、学校に戻り、先生の指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人々の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に残っていたり、戻ってきた児童生徒を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。 	<p>《避難対象地域内で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童生徒を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設やバスの中で待機する。 	<p>《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。 	<p>《自校における課外活動等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 <p>《自宅にいた時に災害が発生した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童生徒の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

行動チェックリスト (災害発生時)

【学校名: _____】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する。	
	全教職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	市町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童生徒を安全かつ速やかに教室に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童生徒を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる。	
	児童生徒の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める。	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童生徒の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	市町災害対策本部の指示を確認し、児童生徒を保護者に引き渡す。	
避難準備	市町災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	市町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	市町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童生徒の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童生徒に状況を説明し、落ち着かせてから、市町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童生徒および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童生徒の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童生徒の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	市町災害対策本部の指示を確認し、児童生徒を保護者に引き渡す。	

○○○○○○ 学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
美浜町 (原子力) 災害対策本部	0770-32-1111 0770-32-1115	福井県三方郡美浜町郷市 25-25
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市大手3丁目 17番1号11階
美浜町教育委員会	0770-32-6708 0770-32-9032	福井県三方郡美浜町郷市 25-25
美浜消防署	0770-32-1190 0770-32-6119	福井県三方郡美浜町興道寺 10-43
敦賀警察署	0770-25-0110 0770-22-4000	福井県敦賀市木崎 12-18-1
大野市の指定避難先： ○○○○○○	○○○○-○○-○○○○ ○○○○-○○-○○○○	福井県大野市○○
おおい町の指定避難先： ○○○○○○	○○○○-○○-○○○○ ○○○○-○○-○○○○	福井県大飯郡おおい町○○

※学校防災マニュアルと同様式のカードです。
作成済みの場合は再度、確認してください。

緊急時引き渡しカード

〇〇〇〇〇〇 学校

各学校で使いやすいように工夫してください

年 組	ふりがな 氏名			性別	男 女	
				血液型		
現住所	〒	自宅電話番号	()			
		自宅以外連絡先① 名称				
		電話番号	— —			
		自宅以外連絡先② 名称				
		電話番号	— —			
保護者氏名	氏名	氏名				
本校在学生の兄弟等	年 組 氏名					
	年 組 氏名					
	年 組 氏名					
児童・生徒の引受人 (児童生徒を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)						
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認	
1						
2						
3						
4						
5						
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)						
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()			
引渡者の氏名(職員氏名)						
引渡後の 連絡先	引受人氏名	自宅 電話番号	()			
		携帯 電話番号	— —			

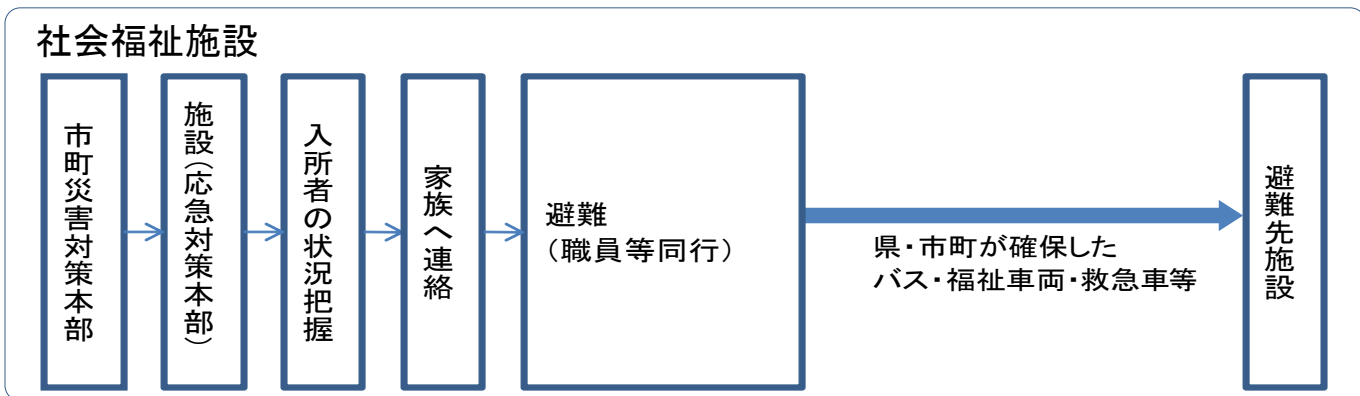
※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

参考資料4

社会福祉施設における避難計画の主な記載内容

項目	主な記載内容
緊急連絡体制	<ul style="list-style-type: none">・ 防災関係機関の連絡先一覧表の作成・ 職員招集連絡先、参集方法、参集時間の把握
対策本部の体制、役割	<ul style="list-style-type: none">・ 応急対策本部の設置 (連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班)・ 班毎の役割
家族への引継ぎ等	<ul style="list-style-type: none">・ 各施設入所者の入所者情報カードの作成
避難(屋内退避)時の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 避難(屋内退避)の行動チェックリストに基づき活動
避難先施設等	<ul style="list-style-type: none">・ 県、市町が定める避難場所、避難経路、避難方法の把握

〔避難の流れ〕



〇〇〇施設原子力災害時避難計画

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、美浜町地域防災計画（原子力災害対策計画）第2章第12節第2に基づき、〇〇〇〇（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、△△△△原子力発電所の原子力事故による災害から、施設利用者および職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、施設利用者および職員に適用する。

（施設管理者の役割）

第3条 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（施設職員の役割）

第4条 施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用者の役割）

第5条 施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者および施設職員の指示に従うものとする。

（地域住民等との連携協力）

第6条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民および入所者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

（原子力災害対策委員会の設置等）

第7条 施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

3 委員会は、施設に防災対策を審議する組織が別にあるときは、これに替えることができる。

（委員会の開催等）

第8条 委員会は、〇箇月に1回開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。

2 委員会は、次の各号について審議検討するものとする。

- （1）原子力災害避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- （2）原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集に関すること。
- （3）避難場所、避難経路、避難手段および避難方法に関すること。
- （4）防災教育および避難訓練に関すること。
- （5）入所者情報に関すること。

- (6) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関する事。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関する事。

(緊急連絡体制および入所者情報の整理)

- 第9条 情報班は、町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法を確立する。
- 2 情報班は、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確立するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報カード(別紙1)を作成するものとする。
 - 3 原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧(別紙2)のとおりとする。

(原子力防災教育)

- 第10条 教育班は、町の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者および職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。
- 2 原子力防災教育は、次の各号について行うものとする。
 - (1) 原子力災害に関する基礎的知識
 - (2) 避難計画の周知徹底
 - (3) 原子力災害時に入所者および職員が具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
 - (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
 - (6) 避難生活に関する知識
 - (7) その他原子力防災対策について必要な知識

(原子力災害避難訓練)

- 第11条 訓練班は、町の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。
- 2 原子力災害避難訓練は、年〇回以上実施するものとし、入所者および職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。
 - 3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(備蓄および点検)

- 第12条 備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。
- 2 備蓄・点検班は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検および消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。
 - 3 備蓄物資の種類および数量は、備蓄品・非常持出品リスト(別紙3)のとおりとする。
 - 4 前3項の備蓄は、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに替えることができる。

(避難場所、避難経路、避難手段および避難方法)

- 第13条 委員長は、県および町と協議して、原子力災害時において入所者および職員を集团的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段お

- よび避難方法を定めるものとする。
- 2 前項で定めた内容は、施設内に掲示する等適当な方法により入所者および職員に周知するものとする。
 - 3 避難手段および避難方法は、入所者情報カード（別紙1）にも記載するものとする。

第3章 緊急事態応急対策

（応急対策本部の設置）

第14条 施設管理者は、町等から、△△△△原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。

- 2 応急対策本部は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長および各班の責任者は組織の委員となる。

（本部長および副本部長の職務）

第15条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

（情報の伝達および応援要請）

第16条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

- 2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、町の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡先一覧（別紙2）により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

（施設の安全確認）

第17条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設および危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じる。

（応急物資の確保）

第18条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材および非常用自家発電機を確保する。

（屋内退避）

第19条 本部長は、町災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙4）をもとに活動するものとする。
- 3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

(避難準備)

- 第20条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入所者に現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行うとともに、不必要な不安および動揺を与えないようにするものとする。
- 2 本部長は、町災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。
 - 3 本部長は、町災害対策本部に対し、入所者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および支援者の派遣など避難に関する情報提供を行うものとする。
 - 4 入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

(避難)

- 第21条 本部長は、町災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者および職員を避難させるものとする。
- 2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト(別紙4)をもとに活動するものとする。
 - 3 入所者は、職員の指示に従うものとする。
 - 4 連絡調整班は、入所者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。
 - 5 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、避難後も避難場所での体制が整うまでの間のケアを行う。
 - 6 応急物資班は、避難場所で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
 - 7 本部長は、入所者を避難させた場合には、町災害対策本部に報告するものとする。

第4章 避難中の対策

(避難場所における入所者のケア等)

- 第22条 避難場所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。
- 2 避難が長期化する場合等には、入所者がより環境の整った入所施設に転所できるよう検討を行うものとする。

(物資および人員の確保)

- 第23条 応急物資班は、入所者のケアに必要な物資や介護職員等人員の不足状況を随時把握し、町の災害対策本部に対し、不足する物資および人員の確保を要請する。

(入所者等の健康状態の把握・健康管理)

- 第24条 救護班は、避難場所に避難した時点および毎日定時に、入所者の健康状態を把握し、異常があった場合には、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。
- 2 救護班は、入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、特別食等の提供を町の災害対策本部に要請する。

(入所者家族等への連絡)

- 第25条 施設管理者は、入所者の避難完了時および入所者の健康状態に変化があった場合には、入所者家族および関係機関等へ連絡する。

(別紙1)

入所者情報カード

利用者番号		担当者名 (避難誘導責任者)	
利用者	フリガナ		生年月日 T・S・H・R 年 月 日生
	氏名		性別 男・女
留意事項	既往歴		生活機能に関する留意事項 ※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴		
	栄養・運動		意思疎通方法 ※普段行っている方法を記入
	服用薬		
	避難手段	※避難場所までの移動手段を記入	
	避難方法	※避難にあたってどのような支援が必要か具体的に記入	
連絡先	フリガナ		自宅電話 - -
	氏名		携帯電話 - -
	続柄		緊急連絡先 - -
	緊急時における引継希望		

※ 既存の入所者情報リスト等で代用できる場合には作成不要です。

(別紙 2)

緊急連絡先一覧

【 施設名 : ○○○○ 】

《外部》

区 分	名 称	電話番号	FAX 番号	E メール
県防災担当課	危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617	kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp
市町防災担当課	エネルギー政策課	0770-32-6716	0770-32-1115	ene-seisaku@town.fukui-mihama.lg.jp
県福祉担当課	○○○○課			
市町福祉担当課	健康福祉課	0770-32-6704	0770-32-1115	kaigo@town.fukui-mihama.lg.jp
美浜消防署	—	0770-32-1190	0770-32-6119	—
敦賀警察署	—	0770-25-0110	0770-22-4000	—
電力会社				
受入施設				

《内部（職員）》

役職名	氏 名	住 所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
				携帯メール	
施設長	○○ ○○	○○市○○	**-****	***-****-****	徒歩
				

(別紙3)

備蓄品・非常持出品リスト

【施設名： ○○○○ 】

分類	品名	持出	数量	保管場所	使用期限
食糧・飲料	白米(○○入)		○ケース	○階倉庫	R**. **
	5年保存水(○○入)		○ケース	○階倉庫	R**. **
				
医薬品				
衛生用品				
情報機器				
移送用具				
その他				

行動チェックリスト（災害発生時）

【施設名： 】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	応急対策本部を立ち上げる。	
	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。	
	入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
情報収集	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。	
	市町の災害対策本部の担当窓口連絡し、今後の情報伝達方法を確認する。	
	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
招集・参集方法	当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。（夜間・早朝の場合）	
	非番職員は、自分や家族の安全を確保できた場合には自主的に参集する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	入所者および職員は、速やかに落ち着いて施設内（屋内）に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。	
活動内容	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。	
	空調設備、換気装置を止める。	
	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。	
	飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。	
活動内容	入所者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
	外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。	
	外で着ていた服はビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じる。	

情報収集	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、入所者情報カードに記載している入所者の家族等に入所者および施設の状況を伝える。	
避難準備	市町災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	
	入所者の避難に必要な資機材と人員を確認し、不足する分は県および市町災害対策本部に支援を求める。	
	自主防災組織および近隣の他施設に支援要請の検討を始める。	
	速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	市町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	市町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	市町災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、避難の具体的な手順を確認する。	
	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。	
	入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた避難方法により、避難場所まで誘導する。	
	入所者および職員は、避難場所への移動中はマスクおよび外衣を着用する。	
	避難が完了したときは、市町災害対策本部に報告する。	
情報収集	テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・市町ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、入所者情報カードに記載している入所者の家族等に入所者および施設の状況を伝える。	
支援要請	入所者の避難に必要な資機材と人員を確認し、不足する分は県および市町災害対策本部に支援を求める。	
	自主防災組織および近隣の他施設に支援要請の検討を始める。	